

健康保険

被扶養者の認定要件に“国内居住”?

いつもお世話になっております。

この度、4月1日より健康保険の被扶養者要件にか新しく追加されました。

※すでに追加されていても不該当の場合は喪失となります。

国内居住要件

国内居住要件とは?

「住所」については、住民基本台帳に住民登録されているかどうか（住民票があるかどうか）で判断し、住民票が日本国内にある方は原則、国内居住要件を満たすものとされます。

このため、例えば一定の期間海外で生活している場合も、日本に住民票がある限りは、原則として、要件を満たすこととなります。

（ただし、日本に住民票があっても海外で就労している場合はその限りではないと判断して差し支えない、とのこと）

国内居住要件の例外とは?

- (1) 外国において、留学生をする学生
- (2) 外国に赴任する被保険者に同行する者
- (3) 観光、保養またはボランティア活動その他、就労以外の目的での一時的な海外渡航者
- (4) 被保険者の海外赴任期間に当該被保険者との身分関係が生じた者で、(2)と同等と認められるもの
- (5) (1)から(4)までに掲げられるもののほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者

※例外に該当される場合、確認書類が必要となります。

いかかでしょうか。

基本的には、日本国内に生活の基礎がある方以外は不該当、という趣旨かと思われず。

メールマガジン配信希望の方は下記のメールアドレスまでご連絡くださいませ。

〒631-0076

奈良市富雄北3-20-33-306

(有)ムシマル労務サービス

マツムラ社労士事務所

TEL 0742-47-5222

FAX 0742-47-5527

http://www.musimaru.com/

E-mail: musimaru@kcn.ne.jp